

# 違反対象物の公表制度

令和2年4月1日から 運用開始

違反公表制度  
とは

建物を利用する方が安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物の情報を菰野町ホームページに公表する制度です。

公表の対象  
となる建物は



飲食店、物品販売店、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物です。

公表の対象  
となる違反は



上記の建物のうち、消防法令により設置が義務付けられている、**屋内消火栓設備**、**スプリンクラー設備**、**自動火災報知設備**が設置されていない重大な消防法令違反のある建物が対象となります。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

公表する内容は



①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容

公表の時期は



消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。また、公表は違反が是正されるまでの間継続します。

公表の方法は



菰野町ホームページへ掲載します。

建物関係者の  
みなさまへ



あなたの所有、管理する建物で次のような変更、工事を行う場合、消防用設備等の設置が必要となることがありますので、事前に消防署にご相談ください。

- 建物の増改築や隣接建物との接続及び用途変更を行う場合
- 窓や扉などの開口部の閉鎖工事
- 飲食店、物品販売店、社会福祉施設などの用途が新たに入居する場合

【問い合わせ】 菰野町消防本部 予防課 TEL 059-394-3238